

平成24年11月

政府備蓄米の買入れ見直しに係る出荷業者聴取調査について

I 調査内容

調査方法： 地方農政局等職員による聴取調査

調査期間： 平成24年9月13日（木）～26日（水）

対象道県： 米の生産量の多い20道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、熊本県）

調査対象： 対象道県の出荷業者うち、米の生産量、政府備蓄米入札への参加の可能性等を考慮し、各道県ごとに5業者程度を選定（計106業者）

II 調査結果（概要）

【まとめ】

1 「政府備蓄米の買入れ見直しに係る現地聴取調査」では、

① 備蓄米の安定的生産に対する要望

- ・ 優先枠の拡大
- ・ 優先枠の複数年固定化

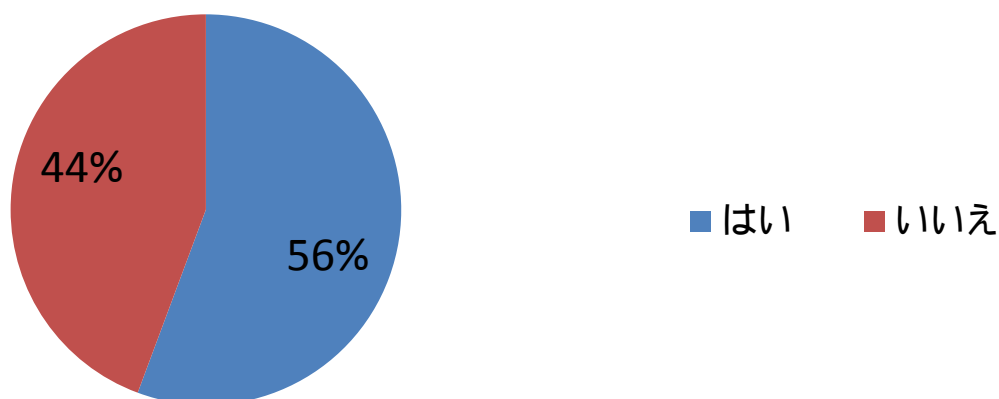
② 備蓄米の入札手続の簡素化等に対する要望

- ・ 豊作時の作況調整の廃止
- ・ 銘柄別引渡数量の決定時期を契約時から引渡時に変更
- ・ 売渡申込数量の最小単位（50トン）の緩和
- ・ 申請書類の簡素化及び報告期限（6月30日）の延長

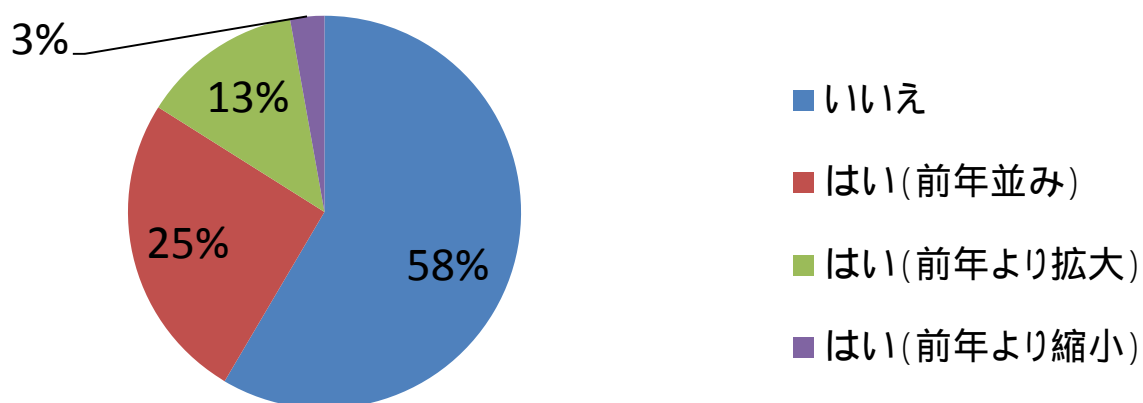
などがあったところ。

2 また、備蓄米の生産に取り組んだ場合の農家手取りは、加工用米、飼料用米よりも有利となっているところであるが、「他作物の手取りに比べメリットが感じられない」など、周知不足に起因すると思われる回答も見受けられるところ。

1 過去2年（23・24年産米）で備蓄米の生産に取り組みましたか

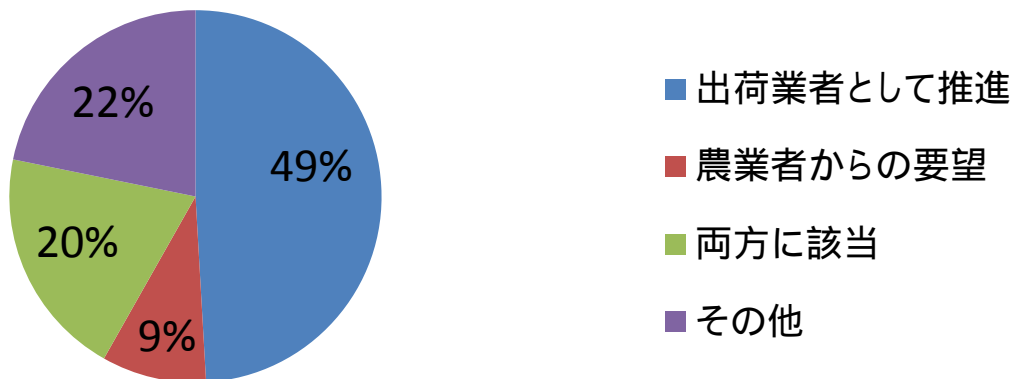


2 25年産米について、備蓄米の生産に取り組みますか



3 備蓄米の生産に取り組む動機について

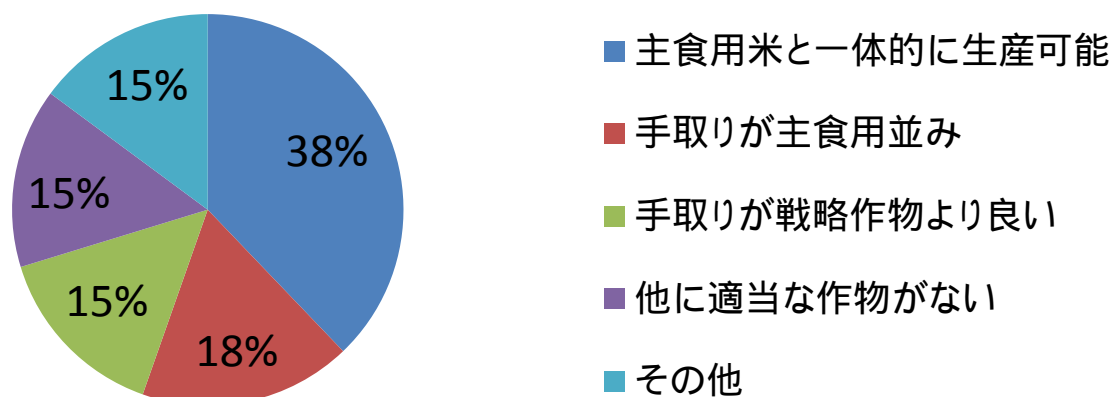
(1) 備蓄米の生産に取り組む動機は何ですか



【その他の主な内容】

- ・ 備蓄米入札価格が加工用米と比較して高く、生産者手取りアップが図られるため
- ・ 加工用米・新規需要米、備蓄米のうち价格的にどちらも遜色がないため
- ・ 産地資金のメニューとして、備蓄米の生産が設定されており、主食用米と同等の価格となっているため

(2) 出荷業者として備蓄米の生産を推進する理由は何ですか (複数回答)

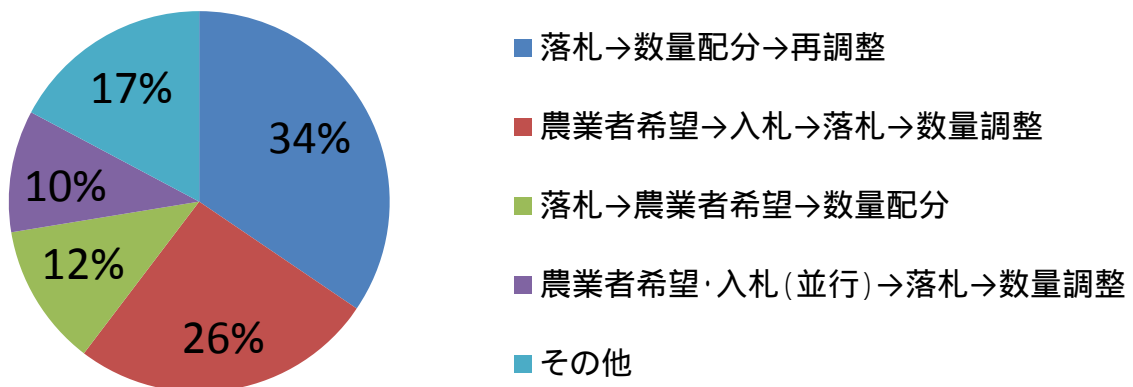


【その他の主な内容】

- 新たな投資が必要ないことに加え、フレコン出荷も可能であることから、大規模経営者も取り組みやすいため
- 加工用米の生産枠が縮減された関係で他用途への振り替えが必要となったため
- 需給調整達成の手段として選択し、備蓄米の生産に対し、産地資金を設定して推進した

4 備蓄米の取組数量の確定方法について

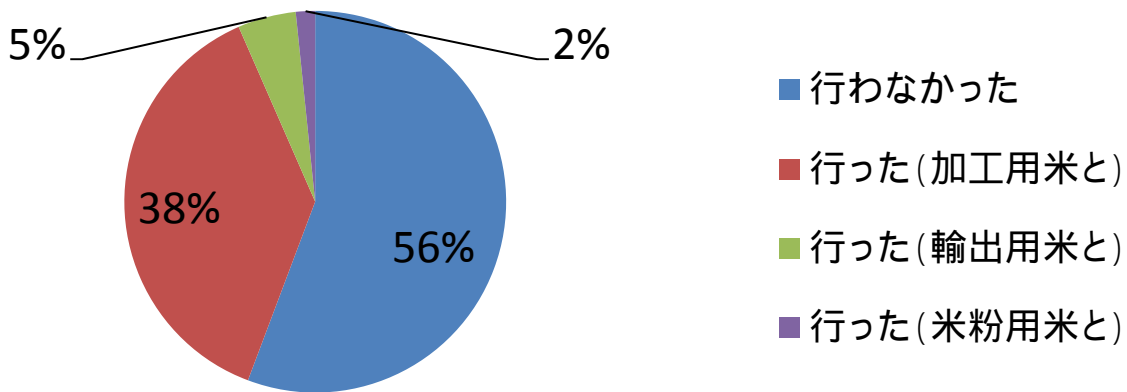
(1) 地域の取組数量は、どのような手順で確定しましたか



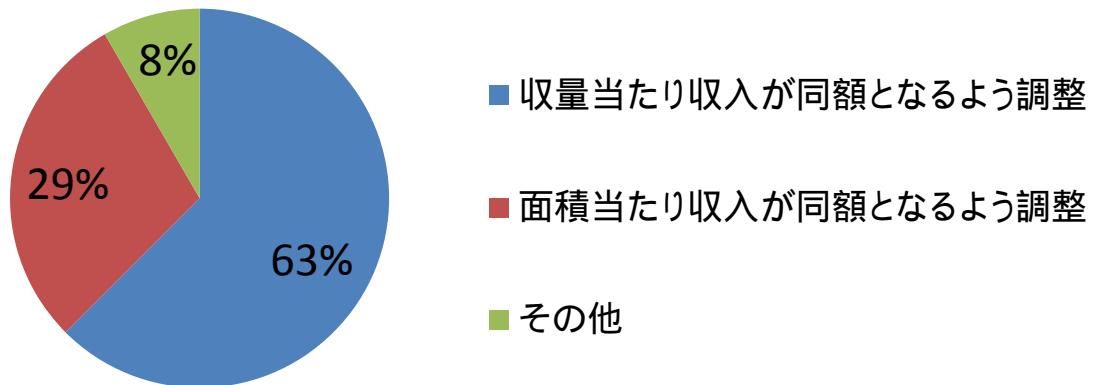
【その他の主な内容】

- 農業者からは、加工用米の生産希望数量をとって、備蓄米・加工用米ごとに数量を振り分けている
- 全国出荷団体からの配分数量を基に農業者に配分

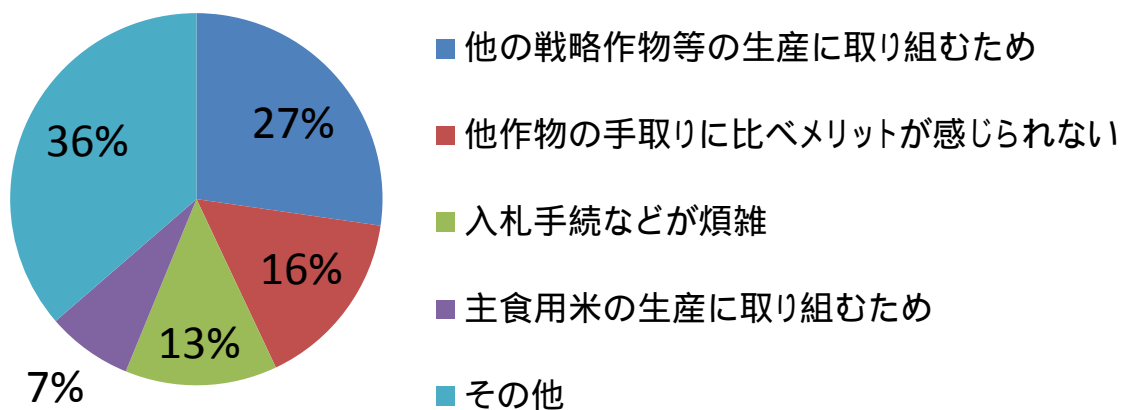
(2) 加工用米等との共同計算による農家手取りの調整を行いましたか



(3) 共同計算はどのような方法で行いましたか



5 備蓄米に取り組まない理由は何ですか (複数回答)

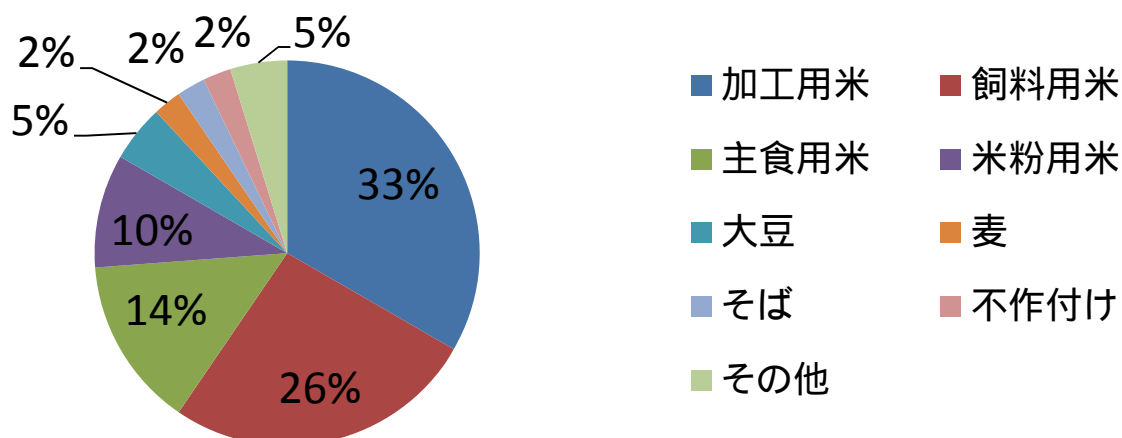


【その他の主な内容】

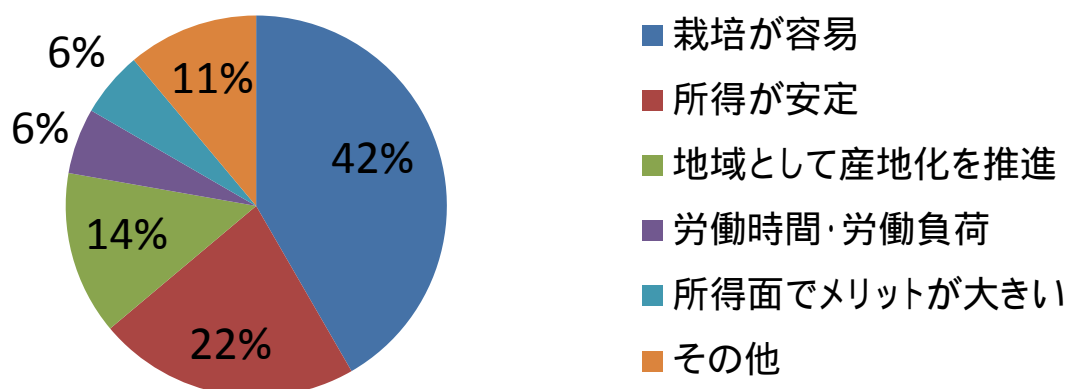
- ・ 備蓄米の契約は入札方式のため、事前に生産者に対し価格・数量を提示できない
- ・ 加工用米や飼料用米など需給調整メニューが多くあり、これ以上、選択肢が増えると農家への説明時に混乱
- ・ 備蓄米を早期に契約しても、結果的に、出来秋の主食用米の価格が高くなる可能性がある

6 備蓄米の減少により増加すると考えられる作物等について

(1) 備蓄米の減少に伴い、どのような作物等が増加すると考えていますか

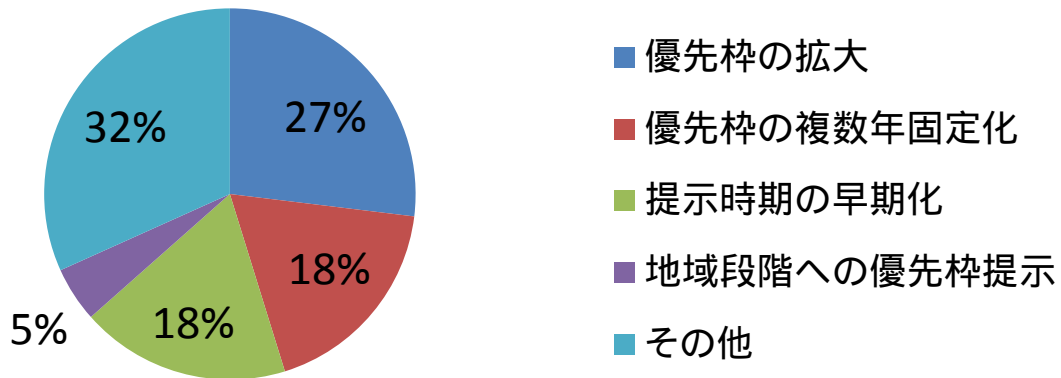


(2) (1) の作物が選ばれる理由は何ですか (複数回答)

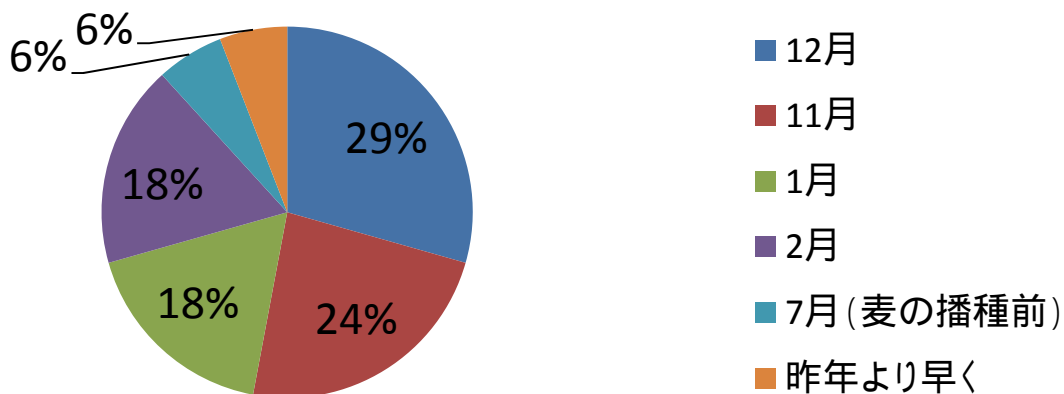


7 備蓄米の取組を増やすための運用改善として効果があると思うものは何ですか（複数回答）

① 備蓄米買入優先枠の提示方法の改善



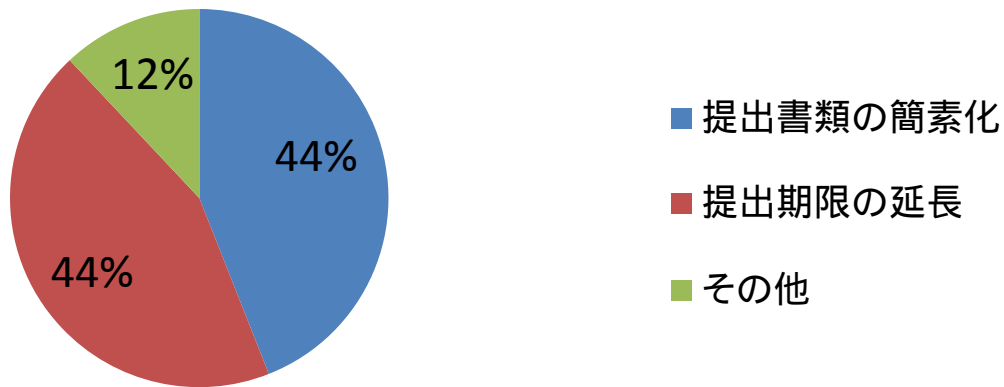
【提示時期を早期化する場合の時期】



【その他の主な内容】

- ・ 落札価格（契約価格）を出来秋の市場価格に応じて事後調整
- ・ 備蓄米に助成金を交付（米の所得補償交付金の対象、産地資金の増額、二毛作助成の対象等）
- ・ 最低入札価格の提示、地域別に予定価格を設定
- ・ 入札ロット単位の引下げ（現在50トン）

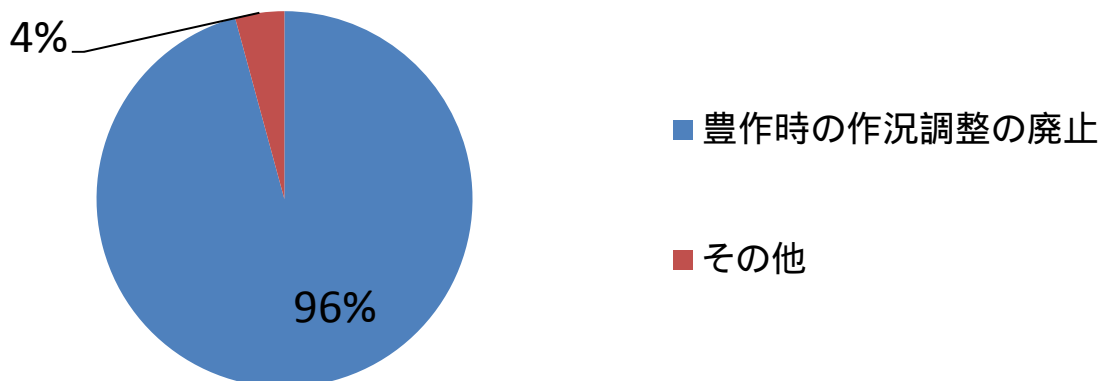
② 申請手続に係る改善



【その他の主な内容】

- ・ 契約時点では、生産者別の数量のみとし、銘柄別数量は引渡時でよいことにならないか
- ・ 入札参加資格申請手続の簡素化、入札参加資格を複数年化して欲しい
- ・ 4～6月は、営農計画書や新規需要米等の事務が集中するため、可能な限り申請手続の簡素化を図るとともに、提出期限を延長して欲しい

③ 引渡数量に係る改善



【その他の主な内容】

- ・ 加工用米と備蓄米の引渡数量の調整方法を統一して欲しい
- ・ 引渡数量ロット50トン以上の数量要件を緩和して欲しい

【④ 取組生産者要件の改善についての主な内容】

- ・ 需給調整実施者の要件は外さないでほしい
- ・ 需給調整の未達成者に対するペナルティーはなくなったので、需給調整実施者の要件は廃止すべき

注：円グラフの内訳の合計は、ラウンドの関係で100%にならない場合がある。